

阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

### 阿賀野市規則第13号

#### 阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政組織規則（平成25年阿賀野市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

総務部	市長政策・市民協働課		秘書広報広聴係
	総務課		庶務係 交通対策係 人事係
	危機管理課		危機管理係
	企画財政課		企画係 財政係
		デジタル化推進室	デジタル化推進係 電算係
	管財課		財産管理係 入札契約係
	税務課		市民税係 資産税係 収税係
民生部	市民生活課		市民係 相談係
		脱炭素・SDGs推進室	環境係
	健康推進課		成人係 健康づくり係 病院管理係 国保年金係 後期高齢係
		新型コロナワクチン接種推進室	推進係
	社会福祉課		福祉企画係 児童福祉係 障がい福祉係 援護係
	高齢福祉課		介護保険係 高齢福祉係
	生涯学習課		社会教育係 図書館係 文化行政係 管理係 市民スポーツ係
産業建設部	農林課		農林企画係 農林振興係 農林整備係 農園振興係

	商工観光課		商工振興係 観光係
	公園管理事務所		公園管理係
	建設課		庶務係 建設係 維持管理係 都市計画建築係 道の駅整備係
	上下水道局		下水道管理係 下水道維持係 下水道建設係

別表第1中

「

建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、河川、橋梁等に関する事。</li> <li>(2) 都市緑化に関する事。</li> <li>(3) 国土調査に関する事。</li> <li>(4) 法定外公共物に関する事。</li> <li>(5) 都市計画に関する事。</li> <li>(6) 開発行為に関する事。</li> <li>(7) 建築に関する事。(他課に属することを含む)</li> <li>(8) 公営住宅に関する事。</li> <li>(9) 国県等関係機関との事業調整に関する事。</li> <li>(10) 道の駅整備に関する事。</li> </ul>
-----	---

」

を

「

建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、河川、橋梁等に関する事。</li> <li>(2) 都市緑化に関する事。</li> <li>(3) 国土調査に関する事。</li> <li>(4) 法定外公共物に関する事。</li> <li>(5) 都市計画に関する事。</li> <li>(6) 開発行為に関する事。</li> <li>(7) 建築に関する事(他の部署に属することを含む。)</li> <li>(8) 公営住宅に関する事。</li> <li>(9) 国県等関係機関との事業調整に関する事。</li> <li>(10) 道の駅整備に関する事。</li> </ul>
-----	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。